

目次

第1 はじめに	8 薬害
第2 裁判例の状況	9 じん肺
1 契約・取引	10 その他一般不法行為
2 騒擾・集団行為	第3 検討
3 鉄道・自動車	1 考慮されている要素
4 交通事故	2 独立不法行為責任の存在
5 交通事故と医療過誤	3 関連共同性否定の要素
6 公害	第4 まとめ
7 水害	第5 おわりに

第1 はじめに

私たちは社会生活を営む上で常に様々なり
スクと隣り合わせている。その社会的リスク
により損害を被った場合には、被害者は加害
者に対して損害賠償の請求をすることにな
り、その基礎となる法的根拠として民法典の
第三編第五章に不法行為に関する規定が定め
られている。

この不法行為規定により損害賠償を請求
し、損害の回復を実現するためには、各規程
が適用されるための要件を充足する必要があ
る。

また、不法行為には様々な態様が存在し、
単純な個人対個人によるものもあれば、複数
加害者による個人ないし複数名に対するもの
もある。更には被害者に損害を加えた複数加
害者の行為が、例えば自動車同士の出合頭事
故のように同じ注意義務を負う場合もあれば、
交通事故と医療過誤の競合に端的にみられ
るように各行為者の注意義務や行為態様が

異なる場合も存在する。最近では2011年3月
11日発生の東日本大震災に伴う福島第一原発
の事故により、直接の加害対象者である東京
電力のみならずその他の原発を保有する電力
会社8社と国をも被告に含めて、「被告らは
原発の安全神話を作り、安全対策を怠った結
果、東京電力による原発事故が発生したとし
て、これは共同不法行為にあたる」として賠
償請求している動きもある。

さて、このような複数加害者の行為が競合
して被害者に損害を与えた場合には、民法
719条に共同不法行為者としての責任が規定
されている。ここで特に問題になるのは、同
条第1項に規定する「数人が共同の不法行為
によって他人に損害を加えた」場合の、「共
同の不法行為」とは何かということになる。
作為・不作為を問わず、損害賠償請求の原因
とされた各行為が共同の不法行為に該当すれ
ば、各行為者の責任は連帯責任となり、不法
行為責任の原則である自らの行為の責任（因
果関係）を超える加重された責任を負担する

ことになる。

民法719条1項前段が適用されるためには(適用要件)、複数の加害行為に関連共同性が必要とされ、従来の通説・判例は共謀等の主観的共同がなくても客観的に関連共同(客観的関連共同性)していればよいとされていた。しかし、この客観的関連共同性理論に対しては、なお何らかの主観的要素を必要とする説、同条独自の不法行為性要件や同項後段、更には寄与度減責・免責と絡めて因果関係の擬制ないし推定による処理、関連共同性の強弱による処理等一体的に処理しようとする説など、様々な学説が展開されており、現在においても一致をみていない。

更には交通事故と医療過誤の競合は、その行為類型や過失の態様において根本的に異質であり、全く異なる性質の不法行為の競合を共同不法行為とすることに疑問を呈する有力な学説もある。

このような中で、平成13年3月13日の最高裁判所第三小法廷判決(民集55巻2号328頁)は交通事故と医療過誤の競合を共同不法行為と判示した。しかしこの最高裁判決についても、交通事故と医療過誤一般に共同不法行為を認めたのではないなどの判決の射程に関する指摘も存在しており、益々昏迷の度合いを深めたといっても過言ではない。

今まで述べてきたことから、共同不法行為論については未だに誰もが納得のいく定説を得ていない状況にあるといえる。

そこで、本稿では訴訟における共同不法行為に関する裁判例をウエストロージャパンの判例検索システムを中心に収集し、共同不法

行為をどのような要件の下に認定しているのかを整理することで、訴訟における共同不法行為を考えてみたい¹。

ここでは、収集した裁判例を加害行為の態様から10の分類に区分のうえ、共同不法行為の成立要件について検討する。

第2 裁判例の状況

各裁判例の個別分類・分析内容の要点は表1「共同不法行為分析裁判例一覧」参照(183~186頁)。

1 契約・取引

裁判例15例のうち、共同不法行為を認定したもの14例、否定したもの2例(一部認容・一部否定1例)であった。

(1) 当類型において共同不法行為の成立を認めた裁判例は「事実的因果関係ないし相当因果関係の存在」を重視したものが多(裁判例No.1・7・8・19・37・42・52・116)。

(2) 加害者間或いは加害行為間に「一体性」を認めたものが5例ある(裁判例No.73・104・116・122・126)。これらは取締役と従業員の関係、被告会社間に親子関係を認めたもの、製造会社と販売会社の対一の緊密な関係、被告製品の唯一の販売者等といった認定事実から「身分ないし組織的」な一体性が認められるものに関連共同性を認め共同不法行為を認定していると考えられる。

(3) その他には「共謀・共通の認識等意思の共通」を認めたもの5例(裁判例No.

1 本論考は本誌に掲載するにあたって紙数の関係から、各裁判例の分析要素となる判決文の引用等は割愛した。

73・84・104・116・119)、「同一(共通)義務違背」3例(裁判例No.19・104・116)等がある。

上記要素、特に(2)及び(3)の要素は、当類型が加害行為者間に何らかの人的・組織的な意思の繋がりを前提とする取引行為であることから、関連共同性を肯定する中心的要素になると考えられる。

- (4) 共同不法行為を否定したものには、「一個の加害行為ではない」とするもの(裁判例No.116)、「被告の不法行為責任を否定」(裁判例No.123)がある。なお、No.123は被告の民法715条責任を認め訴外人との関係では不真正連帯債務とした。

2 騒擾・集団行為

裁判例7例のうち、共同不法行為を認定したもの6例、否定したもの1例であった。

- (1) 当類型も「因果関係の存在」に関連共同性を認め共同不法行為を認定した裁判例が多い(裁判例No.6・82・95・103・106)。
- (2) 騒擾・集団行為という類型から全くの他人の偶然な集まりだけではなく加害者間に何らかの人的繋がりが²のもとに行われる行為と考えられる場合が多いことから、「共謀等意思の共通」を認めたもの(裁判例No.6・82・83)、「身分的一体性」を認めたもの(裁判例No.82・103・106いずれも暴力団事件)、「行為の一体性」(裁判例No.6・83)、「同一義務違背ないし行為の類似性」と考えられるもの(裁判例No.

82・83・95)等が特徴的といえる。

- (3) その他としては、「組織的一体性」(裁判例No.103・106)、「一個の損害」(裁判例No.83)、「時間的・場所的近接性」(裁判例No.95)等が関連共同性判断の根拠になっている。
- (4) 前述の通り、一定の何らかの人的繋がりが存在する場合が多いと考えられる当類型で唯一共同不法行為を否定したものが裁判例No.4(騒擾と公務執行妨害)であり、損害としての被侵害利益が異なるから結果(損害)との因果関係がないとして独立の不法行為責任を否定した。

3 鉄道・自動車

当類型では収集した裁判例5例全て共同不法行為を認定している。

- (1) いずれも「因果関係の存在」に関連共同性を認め共同不法行為を認定している(裁判例No.5・18・20・59・88)。他に「同一損害」(裁判例No.5)、「一つの結果」(裁判例No.20)も関連共同性を認める要素と考えられる。
- (2) 裁判例No.88(信楽鉄道事故)は加害行為間の損害発生に対する「社会的一体性」を認めて関連共同性を認定した。なお、裁判例No.59は各行為者の過失ないし瑕疵が「偶然互いに競合してその原因をなし」としながらも他の裁判例同様、因果関係の存在から関連共同性を認めているように読めるが、続いて各行為者の因果関係上の寄与度が不明確なので民法719条1

2 たとえ偶然にその場所に居合わせた人々の集まりであっても、その集団の群集心理に基づく付和雷同による行為も結果的には自らの行為内容を認識している場合が多いと考えられるので、その意味で現場においては一つの人的繋がりが(集団)と捉えることもできる。

項後段の共同不法行為に該当するとして
いる。後段適用に加害行為の偶然の競合
も認めていると考えられるが、因果関係の
存在をもって関連共同性ありと解するな
らば後段適用に関連共同性が必要となる。

4 交通事故

裁判例47例のうち、共同不法行為を認定し
たもの31例、否定したものの15例（一部認容・
一部否定1例、一部認容・一部判断せず1
例）、共同不法行為について判断を示さな
かったものが3例あった。

- (1) 当類型も「因果関係の存在」に関連共
同性を認め共同不法行為を認定した裁判
例が圧倒的に多く25例を占める（裁判例
No.14・17・21・26・27・31・54・56・
63・74・80・93・97・105・111・115・
118・124・125・128・129・131・132・
133・134）。
- (2) 次に「時間的ないし場所的近接性」を
認めるものが14例（裁判例No.25・29・40・
50・63・68・97・105・111・112・115・
128・129・133）、「一個の侵害（事故）」
より判断したもの6例（裁判例No.25・
26・74・97・129・132）あり、交通事故
類型に特徴的な要件である。反面、これ
らの要素に該当しないことを理由に関連
共同性を否定するものも多く存在する。
- (3) その他には、「同一（注意）義務違反」
（裁判例No.14・17・25）、「結果の不可分性」
によると思われるもの（裁判例No.26・
112・128）、「部位の同一性」によるもの（裁
判例No.124）、「一体性」によるもの（裁
判例No.128・134）、「一個の損害」（裁判

例No.26）、「同一損害」（裁判例No.26・
124）、「不可分一個の損害」（裁判例No.
26）等が認められる。

- (4) 共同不法行為を否定したものとして
は、「時間的ないし場所的近接性」が認
められないとしたものが10例と圧倒的に
多い（裁判例No.24・25・76・81・85・
90・94・109・127・130）。「因果関係の
不存在」としたものが8例（裁判例No.
28・51・60・61・67・90・127・130）、他
に重複するものであるが「一個の侵害（事
故）」ではないことを理由としているもの
を7例認めた（裁判例No.28・60・67・
90・94・109・130）。
- (5) 共同不法行為について判断ないし言及
しないものが3例ある（裁判例No.22・
36・50）。No.22・50は原告から共同不法行
為の主張がなく、No.36は原告から共同不
法行為の主張あるも判断を示していない。
判決内容はNo.22が不真正連帯、No.36が連
帯にて賠償を命じているが、No.50は各事
件の加害者間の責任関係に言及していな
い。
- (6) なお、民法719条1項前段・後段適用に
ついては以下の通りである。

前段の共同不法行為を適用した裁判例
は4例（裁判例No.63、74、97、112）であ
った。

関連共同性の認定根拠は、複数の加害
行為に「時間的・場所的近接性」を認め
たものと「順次」「連続受傷」「一個の損
害（事故）」等の事実的因果関係に所謂強
い関連共同性を認めている（本稿では現
在一般的に用いられている「強い関連共

同性」「弱い関連共同性」の文言を便宜的に用いる)。

後段適用と判示した裁判例は6例(裁判例No.21、26、54、68、93、124)認められる。

後段適用にあたって何らかの関連共同性を(必要と)説示しているものは3例(裁判例No.26、68、124)、判断を示さなかったもの(認否なし)が3例(No.21、54、93)で不要とした裁判例は見当たらなかった。なお、判決が因果関係を「推定すべき」と判示したもの(裁判例No.54、93)は具体的な説示ではないため判断を示さなかったものとして扱った。また、裁判例No.21の如く複数加害“行為”と“結果”に因果関係があり、それをもって行為間の関連共同性ありと捉えるならば、後段適用に関連共同性が必要と解釈でき、本判決は後段適用に関連共同性の必要性を指摘しているとも考えることもできる。そもそも本件論考で問題となっている民法719条1項の要件たる関連共同性とは何か、関連共同性のある行為とはどのようなものか、の捉え方で後段適用に関連共同性の要件の解釈が変わる可能性があることをここに指摘しておきたい。従って、本稿では後段適用ないし後段適用が推測される裁判例で因果関係(含む寄与度・推定)のみの言及で終わっているものは後段適用にあたって関連共同性の有無(認否)につき不明として扱う(最終的には裁判所は因果関係があることを関連共同性判断の第一義的要件と捉えていることに思いを致せば本判決は後段適用に関連

共同性を必要としていると解される)。

前段・後段のいずれの適用と明示しなかった裁判例は21例(裁判例No.14・17・25・27・29・31・40・50・56・80・105・111・115・118・125・128・129・131・132・133・134)に及んだ。しかし、文意より前段適用と考えられる裁判例は19例(裁判例No.56・125以外)あり、No.125(剪定作業中の交通事故)は民法719条を類推適用したもので前段・後段いずれとの判断は不明である。

5 交通事故と医療過誤

裁判例24例のうち、共同不法行為を認定したものの18例、否定したものの5例(一部認容・一部否定1例)、共同不法行為について判断を示さなかったものが2例あった。

(1) 当類型は明らかに行為類型・態様を異にするものであるが、前述の如く収集した裁判例24例のうち共同不法行為を認定したものは18例を数える。

当類型においても全ての認定事例で「因果関係の存在」に関連共同性を認め共同不法行為を認定している。そのうち、「相当因果関係」としたものは7例(裁判例No.32・65・96・99・102・110・113)である。

他には、「時間的近接性」を認めるものの4例(裁判例No.44・96・107・114)、「部位の同一性」2例(裁判例No.65・87)、「同一損害・一個の損害」5例(裁判例No.45・99・102・110・113)、「結果の不可分性」5例(裁判例No.44・99・102・110・113)、「原因の一体性」(裁判例No.

44)、「被侵害利益の共通性」(裁判例No.114)が認められた。

当類型では、「一個の損害」、「結果の不可分性」が特徴的である。

(2) 共同不法行為を否定したものには、「行為類型の異質性」を根拠としたもの3例(裁判例No.69・71・117)、「義務違背内容」の相違によるもの4例(裁判例No.69・71・96・117)、「時間的・場所的近接性」を欠くもの(裁判例No.117)、「侵害部位の同一性」を欠くもの(裁判例No.120)、「被侵害利益の共通性」を欠くもの(裁判例No.117:医療過誤による損害は慰謝料斟酌として、その他の損害と明確に区別できるとした)、「因果関係」ないし「相当因果関係」なしとしたものが2例(裁判例No.96・120)ある。

(3) 共同不法行為について判断を示さなかったものが2例ある。裁判例No.39は医師に過誤は認めるも損害との間に因果関係がないとした。その結果、不法行為の成立要件を満たしていないから、その余の点について判断するまでもないとして、交通事故加害者との関係に触れていない。なお、原告側からも共同不法行為の主張はない。

裁判例No.77も原告からの共同不法行為の主張はない。交通事故の被告と医師らの関係は不真正連帯債務の関係と言及するのみで関連共同性や共同不法行為については何ら判断していない。

6 公害

裁判例11例のうち、共同不法行為を認定し

たもの9例、否定したもの2例(一部認容・一部否定2例)、共同不法行為について判断を示さなかったもの2例あった。

(1) 公害類型では一定の地域に局限した侵害行為ないし損害である関係上、加害行為者間に「一体性」を指摘して関連共同性を認めたものが圧倒的に多く9例を数える(裁判例No.23・53・66・72・75・78・86・91・98)。

一体性の内容的には「種々の緊密な結合関係」に求めるもの、「公害対策」の一体性を指摘するもの、「立地的」・「道路排煙」の一体性に求めるもの等、何らかの形で一体性があるとされている。

その他には、「同一義務違背(同一注意義務違反)」を指摘するもの3例(裁判例No.66・72・98)、「場所的近接性」を指摘するもの(裁判例No.98)、「意思の共同」を認めたもの(裁判例No.75)等が特徴的である。「因果関係」の存在を指摘するものも3例(裁判例No.53・66・78)ある。

(2) 共同不法行為を否定したものとしては、「一体性」を認めないもの(裁判例No.91)、「因果関係ないし不法行為責任」を否定したもの(裁判例No.98)等が認められる。

(3) 共同不法行為につき判断を示さなかった裁判例は2例ある。

裁判例No.16(山王川事件)は、原告は一審から上告審まで被告を国のみとし、かつ、共同不法行為の主張をしていない。判決は共同不法行為について一般論を示したのみで、当該事件につき、山王川の汚染による被上告人の損害は上告人の工

場排水のみならず都市下水等によって汚染されていたことは推測できるとするも、その間の関連共同性ないし共同不法行為の判断は示さなかったものである。

裁判例No.33（カネミ油症事件）は、原告側は被告間の共同不法行為の主張をするも、裁判所は賠償すべき損害の範囲が同じだから民法719条の関連共同性につき判断するまでもなく、被告らは不真正連帯の関係に立つと断じた。

なお、裁判例No.53（カネミ油症小倉第三陣）は、原告側は被告らの共同不法行為について主張していない。被告カネミと同鐘化には社会的一体性から関連共同性を認める説示があるも結論としては民法709条による責任を認め不真正連帯賠償を命じたのみである。このことは、裁判所は共同不法行為ないし民法719条を具体的に適示するまでもなく、被告とされた加害者間の関係が共同不法行為であると判断したならば、共同不法行為の法律効果とされる（不真正）連帯に触れるだけでも良いことになる。即ち、本件は共同不法行為であるとか、民法719条1項の前段・後段のいずれであるということにわざわざ言及する必要もないことになる。その意味で民法719条ないし共同不法行為の法意が重要であることを端的に示すものとする。判旨の流れは前記裁判例No.33と同じで民法709条による賠償範囲が同じである場合は、共同不法行為にふれるまでもなく不真正連帯の関係で賠償を命じたと考えられる。

改めて、民法719条1項ないし共同不法

行為の意義を考えさせられる所以である。

7 水害

裁判例3例のうち、共同不法行為を認定したもの3例、否定したもの1例（一部認容・一部否定1例）であった。

(1) 水害類型も一定の地域に限局した侵害行為ないし損害である関係上、加害行為者ないし原因間に「一体性」を指摘して関連共同性を認めるもの（裁判例No.30・43）、「時間的・場所的近接性」を指摘するもの（裁判例No.30・43）等が特徴的である。

一体性の内容としては、「河川管理行為」や「溢水」・「河川、水路の地形的・機能的」一体性に求めるもの等、公害類型同様、何らかの形で一体性があるとされている。

その他には、「事実的因果関係」の存在を指摘するもの（裁判例No.34）がある。

本件水害類型は、その原因となった河川・水路の場所的近接性とその機能、国・地方公共団体の行政的側面のいずれにおいても水害災害に対して一体性を有していると指摘して責任主体の関連共同性を認めていると解される。

(2) 共同不法行為を否定した裁判例No.34は「因果関係」の否定と共に、行為の「併存」関係を根拠に共同不法行為に該当しないとした。

8 薬害

裁判例5例のうち、共同不法行為を認定したもの4例、否定したもの2例（一部認容・

一部否定1例)あった。

(1) 薬害類型では薬剤の製造・販売という行為類型の関係から「一体性」を指摘し関連共同性を認めたものが多い(裁判例No.35・55・57)。一体性の内容的には「密接不可分な行為ないし関係」(裁判例No.35)、「資本的提携関係」(裁判例No.55)、「行為の同質性による社会的一体性」(裁判例No.55)、「製薬企業における同一薬剤に関する同一義務違反ないし密接不離な関係」(裁判例No.57)を根拠とするものが特徴的といえる。「同一(共通)義務違背」とするもの(裁判例No.55・57)もこの類型での共通要素と考えられる。

他には、「因果関係」の存在を根拠とするもの2例(裁判例No.35・46)、「時間的・物理的近接性」を理由とするもの(裁判例No.46)がある。

(2) 共同不法行為を否定したものとしては、「同一(共通)義務違背(行為主体の行為責任の相違による)」ではないことを理由とするもの(裁判例No.38・57)が認められ、これらは不真正連帯債務の関係とした。

9 じん肺

裁判例4例全て共同不法行為を認定している。

当類型においては、「長期にわたる粉じんの吸入の累積」によって発病するというじん肺発症のメカニズム、被告企業と労働者の雇用関係の存在から民法719条1項後段を適用しており、前段ほどに共同行為(者)ないし関連共同性の要件を厳格に判断していない。

「因果関係」の存在ないし推定(裁判例No.

70・79・89・101)、「損害発生の危険性」(裁判例No.70・79・89)、「組織的「一体性」(裁判例No.89)、「主観的要素」(裁判例No.101)等の要素を認定している。

なお、No.89(北海道石炭じん肺訴訟)は債務不履行による損害賠償請求事件で民法719条1項後段を類推適用できるとしたが、被告企業間の一体性から分割責任を否定した。後段規定を制限的に解釈・適用している点で特異な判決と言える。

10 その他一般不法行為

裁判例13例のうち、共同不法行為を認定したものの9例、否定したものの3例、判断を示さなかったものの1例であった。

(1) 当類型は一般的な不法行為類型である。

ここでは事件の内容によって、「因果関係」に関連共同性を認めたもの(裁判例No.2・11・12・48・62・121)、「同一(共通)義務違背」(裁判例No.47)、「時間的近接性」(裁判例No.49)、「(侵害)部位の同一性」(裁判例No.49)、「意思の共同」(裁判例No.47・100)、「一体性」(裁判例No.12・47・62・121)、「結果の不可分性」(裁判例No.121)、「一個の侵害(加害行為)」(裁判例No.121)等が認められる。なおNo.11の最高裁判決は、当該事件について具体的に関連共同性を判断したものではなく、原審が認定した事実・判断を追認したものであり、最高裁が追認した原審の関連共同性の根拠は因果関係である。No.47(戸塚ヨットスクール事件)は被告間に「共通の注意義務違反」を指摘して共同不法行為を認定しているが、体罰・暴行の容

認という「共通の意思」、「行為や身分的な一体性」も共同不法行為認定の大きな要素になっていると考えられる。

- (2) 共同不法行為を否定した3例は、「因果関係」を認めなかったもの（裁判例No. 3・10）、「別個の損害」としたもの（裁判例No. 3）、「独立の不法行為責任否定」（裁判例No.13）である。

第3 検討

共同不法行為成立の要件とされる関連共同性の存在を判断するにあたり肯定的と思われる要素は以下の通りである。

1 考慮されている要素

(1) 因果関係の存在

全類型に共通する要素として因果関係の存在が顕著であり、事実的因果関係が認められるもの（行為間、行為と結果間）は関連共同性ありとして共同不法行為を認定している。当然、相当因果関係を認めたものも全て共同不法行為としている。

全類型に共通するものは因果関係以外にはなく、事実的因果関係の存在が肯定されれば関連共同性が認められる可能性が高く、共同不法行為が成立すると考えられ、共同不法行為を認める要件としては極めて広い要素である。

(2) 一体性

複数加害行為間ないし加害者間に“何らかの”一体性が容認されれば関連共同性が肯定されている。

契約・取引類型においては、その類型から加害行為者間に何らかの人的あるいは組織的な意思の繋がりが前提として存在する場合は

多く、一体性の根拠としては身分的、組織的な一体性が有力な根拠になっていると思われる。

騒擾・集団行為類型も一定の範囲内での人的繋がりが見られることが多いことや群集心理による行動など集団的・身分的な側面に一体性を認めていると思われる。

公害類型では行為ないし組織間に一体性を認めるものが多い。薬害類型も行為の一体性を認容するものが比較的多いといえる。

その他には、原因が一体と指摘するもの、社会的一体性とするもの、公害対策の一体性とするものなどがある。

(3) 同一（共通）注意義務

共通の注意義務、大気汚染防止法関係、同一内容の調査研究義務・指示警告義務等行為者に共通する注意義務違反を指摘するものも多く、これに言及する類型として契約・取引、騒擾・集団行為、交通事故、公害、薬害、じん肺、その他一般不法行為等多岐にわたっている。

反面、当要素に該当しないとして共同不法行為を否定する類型として、交通事故と医療過誤、薬害が顕著である。

(4) 一個の侵害（加害行為）

結果に対して一つの加害行為と評価するもので交通事故類型に多く見られる。また、同類型ではこの要素を満たさないことで共同不法行為を否定している裁判例が多い。

(5) 損害が一つ

損害に着目して、その損害が「一個の損害」（交通事故と医療過誤、騒擾・集団行為、交通事故）、「同一損害」（交通事故、鉄道・自動車、交通事故と医療過誤）、「不可分一個

の損害」(交通事故)、「結果の不可分性」(交通事故と医療過誤、交通事故、その他一般不法行為)、「部位の同一性」(交通事故と医療過誤、交通事故、その他一般不法行為)等、損害ないし損害の性質が不可分など「一つの損害」と評価される場合にその原因行為間に関連共同性を認めている。

「被侵害利益の共通」(交通事故と医療過誤)も同趣旨と解して良いと思われる。

(6) 時間的・場所的接近性

交通事故類型に特徴的な要素である。当類型以外にも公害、騒擾・集団行為類型で指摘する裁判例がみられる。

当該要素に準じるものとして、時間的接近性のみを指摘するもの(交通事故と医療過誤、交通事故、薬害、その他一般不法行為)、物理的接近性を指摘したもの(薬害)がある。

(7) 共謀等意思の共通

当要素については「契約・取引」「騒擾・集団行為」「公害」「じん肺」「その他一般不法行為」で指摘しており、いずれの行為類型も人的・組織的繋がらないし意思の要素が絡んでいると考えられる。

2 独立不法行為責任の存在

裁判所は各行為者の関連共同性を検討する前に、各行為者に独立した不法行為責任の存在を判断している。従って、行為者に独立した不法行為責任が否定された場合には、関連共同性ないし共同不法行為は否定されている。

3 関連共同性否定の要素

因果関係の存在を否定のうえ関連共同性ないし共同不法行為を否定するものが多く、特

に交通事故類型で所謂異時共同不法行為と称されるものに多くみられる。

「一個の侵害(加害行為)」でない、「時間的・場所的接近性」を認めないとするものも交通事故類型に顕著である。

「同一(共通)注意義務」ではない(交通事故と医療過誤、薬害)、行為類型が異なる(交通事故と医療過誤)とする裁判例が複数みられる。

そもそも被告に不法行為責任が認められないとするものも散見される。

その他としては、認定事実の中で、上記「1考慮されている要素」に該当しないと指摘するものもあり、関連共同性を判断するうえでの重要な要素と考えられる。

第4 まとめ

以上概観したように、関連共同性の判断にあたっては「因果関係の存在」は第一義的である。因果関係の不存在は結果的に各行為者の独立した不法行為責任を否定するものであり、結果、関連共同性の判断に至らず共同不法行為を否定することになる。逆に損害との間の事実的因果関係が認められることは関連共同性肯定の基本的な要素となっている。

なお、個別行為と損害の因果関係に触れずに共同行為と損害との間の因果関係に言及した裁判例には以下のものが認められるが、数としては多くない。

- ・裁判例No.6 大判昭和9.10.15(騒擾・集団行為：騒擾事件)
- ・裁判例No.23 津地四日市支判昭和47.7.24(公害：四日市ぜんそく)
- ・裁判例No.30 大阪地判昭和51.2.19(水害：

大東水害訴訟第一審)

- ・裁判例No.46福島地白河支判昭和58. 3.30(薬害：大腿四頭筋短縮症)
- ・裁判例No.52神戸地判昭和59. 9.28 (契約・取引：つけ売買)
- ・裁判例No.75岡山地判平成 6. 3.23 (公害：倉敷大気汚染)
- ・裁判例No.95名古屋地判平成12. 4.26(騒擾・集団行為：けんか殺人)

現在の裁判所の判断は、まず、各加害行為者に独立した不法行為責任が成立することを要求している。但し、因果関係については各人の行為と損害に因果関係が認められないか、もしくは不明であっても、共同行為と損害との間に因果関係が認められれば、各人の行為と損害にも因果関係があると見做すないし推定するとしている。

そのうえで、関連共同性については、各行為者に民法719条（共同不法行為）の法律効果たる連帯責任を課すほどの共同関係が認められるかを判断することになり、その判断要素が上記に記載したものである。

これらの要素は単独でも関連共同性を肯定しうるものと考えられるが、実際の判断は各事例において認定事実の中に社会的に一体性をもった、社会的に一つの加害行為であると認められるような複数の要素を指摘しつつ、総合的に判断して関連共同性を認めている。

このように裁判所は民法719条1項前段・後段を共同不法行為規定と解し、被害者救済の政策的要請から広く被害者を救済すべく、認定要件たる関連共同性については極めて幅広く解釈・適用していると考えられる。この辺の事情は表1「共同不法行為分析裁判例一

覧」からも見られるように、民法719条1項前段・後段いずれの適用との適示をすることなく同条所定の共同不法行為に該当するなどの表現を用いて共同不法行為を認定している裁判例が多いことや、同条同項後段の共同行為者の要件に前述の如く各加害行為者と損害との間に因果関係（含む推定）があれば関連共同性要件を充足するとなれば、ほとんどのケースが関連共同性を有することになり、後段適用になることから被害者救済を第一義としていることが理解できる。

しかしながら、共同不法行為には触れずに加害者間の関係を連帯ないし不真正連帯と指摘する裁判例も散見されることは、同規定の解釈が一樣ではないことを示しており注目に値する。また、交通事故類型に多くみられる異時共同不法行為と称される事例の多くが共同不法行為を否定されていることも、同規定の本質的な意義は何かを考えさせられる問題である。

第5 おわりに

本論考では裁判所の判断に絞って、具体的事件の中で、どのような事実を認定して、どのような要素のもとに共同不法行為に関する判断を示しているのかを探ってきた。これを受けて、今後は学説の動向も含めて民法第719条1項の現代的な意義を模索しながら総括していきたいと考えている。

表1 【共同不法行為分析裁判例一覧】

- (注) 1. 本表は、ウエストロー・ジャパン（株）が提供する判例検索システム、その他より収集した裁判例を筆者がまとめたものである。
 2. 類型欄における交通事故の前の*は異時共同不法行為を示す。前段・後段摘要欄の*は筆者の判断。
 3. 「後段適用における関連共同性の認否」は、判決が因果関係（含む寄与度、推定）のみの説示は不明とし△表示、共同行為者間の関連共同性を不要としたものは×表示とした。なお、（ ）内は筆者の判断。
 4. 裁判所の関連共同性指摘（考慮）要素の< >欄は関連共同性を否定した要素。

裁判例No. 出典・事件番号	類型	共同不法行為						裁判所の関連共同性指摘（考慮）要素
		認定			後段適用	否定	判断せず	
		前段	後段	適示なし	関連共同性の認否			
【1】大判大2.4.26 民録19輯281頁	契約・取引	○						事実的因果関係
【2】大判大3.10.29 民録20輯834頁	その他	*		○				事実的因果関係
【3】大判大8.11.22 民録25輯2068頁	その他					○		<同一損害否定、因果関係否定>
【4】大判大13.7.24 大民集3巻376頁	騒擾・集団行為					○		<因果関係否定>
【5】大判昭7.12.23 新聞3517号14頁	鉄道・自動車	*		○				因果関係、同一損害
【6】大判昭9.10.15 大民集13巻1874頁	騒擾・集団行為	*		○				因果関係、共謀・意思の共通等、行為の一体性
【7】大判昭10.12.20 大民集14巻2064頁	契約・取引			○				事実的因果関係
【8】大判昭18.7.6 民集22巻593頁	契約・取引	○						事実的因果関係
【9】最二小判昭29.4.2 民集8巻4号794頁	その他						○	<相当因果関係・理由不備>
【10】最三小判昭31.10.23 民集10巻10号1275頁	その他						○	<相当因果関係なし>
【11】最三小判昭32.3.26 民集11巻3号543頁	その他	○						因果関係（追認）
【12】大阪地判昭35.1.29 判時224号6頁	その他	*		○				相当因果関係、身分的一体性
【13】最一小判昭35.4.7 民集14巻5号751頁	その他						○	<独立の不法行為責任否定>
【14】東京地判昭37.10.29 判タ139号89頁	交通事故	*		○				因果関係、同一（共通）注意義務違反
【15】東京地判昭42.6.7 判タ207号95頁	交通事故・医療過誤		*	○	△			因果関係
【16】最三小判昭43.4.23 民集22巻4号964頁	公害						○	なし
【17】静岡地富士支判昭44.2.12 交民集2巻1号232頁	交通事故	*		○				因果関係、同一（共通）注意義務違反
【18】福岡地大牟田支判昭44.10.22 交民集2巻5号1489頁	鉄道・自動車	*		○				因果関係
【19】東京高判昭45.11.26 判時615号23頁	契約・取引	*		○				因果関係、同一（共通）注意義務違反
【20】東京高判昭46.4.27 判タ269号286頁	鉄道・自動車	*		○				因果関係、一つの結果
【21】大阪地判昭46.5.12 判タ266号252頁	交通事故		○		△			因果関係
【22】東京地判昭46.7.20 交民集4巻4号1072頁	交通事故						○	なし
【23】津地四日市支判昭47.7.24 判タ280号100頁	公害	*		○				一体性（密接な結合関係＝組織間の一体性）
【24】東京地判昭48.3.13 交民集6巻2号453頁	* 交通事故						○	<時間的・場所的接近性なし>
【25】東京地判昭48.4.10 交民集6巻2号685頁	* 交通事故	*		○			○	同一（共通）注意義務、時間的・場所的接近性、一個の侵害（加害行為）。 <時間的・場所的接近性なし>
【26】神戸地明石支判昭48.10.12 交民集6巻5号1624頁	交通事故		○		○			因果関係、一個の損害・結果の不可分性（不可分一個の損害）、一個の侵害（加害行為）
【27】静岡地判昭49.11.21 判タ322号203頁	交通事故	*		○				事実的因果関係
【28】大津地判昭50.7.7 判時807号71頁	* 交通事故						○	<共謀・意思の共通等、因果関係、一個の侵害（事故）否定>
【29】札幌地小樽支判昭50.12.19 交民集8巻6号1800頁	交通事故	*		○				時間的・場所的接近性
【30】大阪地判昭51.2.19 判タ333号136頁	水害	*		○				管理行為の一体性、溢水の一体性、時間的・場所的接近性
【31】福岡地小倉支判昭51.12.3 交民集9巻6号1642頁	交通事故	*		○				相当因果関係

裁判例No. 出典・事件番号	類型	共同不法行為					裁判所の関連共同性指摘（考慮）要素
		認定		後段適用 関連共同性 の認否	否定	判断 せず	
		前段	後段				
【32】 静岡地沼津支判昭 52. 3. 31 交民集 10 卷 2 号 511 頁	交通事故・ 医療過誤		*	○	○		相当因果関係（関連共同性があると言及）
【33】 福岡地判昭 52. 10. 5 判タ 354 号 140 頁	公害					○	なし
【34】 大阪高判昭 52. 12. 20 判タ 357 号 159 頁	水害	*		○		○	事実的因果関係。＜因果関係否定、併存関係＞
【35】 金沢地判昭 53. 3. 1 判タ 359 号 143 頁	薬害	○	○		○		行為の一体性、因果関係
【36】 盛岡地判昭 53. 11. 2 交民集 11 卷 6 号 1633 頁	交通事故					○	なし
【37】 甲府地判昭 53. 12. 18 判時 927 号 217 頁	契約・取引	*		○			因果関係
【38】 広島地判昭 54. 2. 22 判タ 376 号 189 頁	薬害					○	＜同一（共通）注意義務否定＞
【39】 大阪地判昭 54. 8. 9 判タ 397 号 130 頁	交通事故・ 医療過誤					○	（医師の過失と結果との）因果関係否定
【40】 名古屋地判昭 54. 8. 31 交民集 12 卷 4 号 1154 頁	交通事故	*		○			時間的・場所的接近性
【41】 岡山地津山支判昭 55. 4. 1 交民集 13 卷 2 号 453 頁	交通事故・ 医療過誤		*	○	△		因果関係
【42】 福岡高判昭 55. 4. 15 判タ 423 号 104 頁	契約・取引	*		○			因果関係
【43】 津地判昭 56. 11. 5 判タ 458 号 82 頁	水害	*		○			一体性（各河川の地形的・機能的及び管理行為の一体性）、時間的・場所的接近性
【44】 東京高判昭 57. 2. 17 交民集 15 卷 1 号 64 頁	交通事故・ 医療過誤		*	○	○		因果関係、原因の一体性、時間的接近性、結果の不可分性
【45】 横浜地判昭 57. 11. 2 交民集 18 卷 3 号 640 頁	交通事故・ 医療過誤		*	○	○		事実的因果関係、同一損害・一個の損害
【46】 福島地白河支判昭 58. 3. 30 判タ 493 号 166 頁	薬害		○		○		時間的接近性、物理的接近性、因果関係
【47】 大阪地判昭 58. 9. 29 判時 1093 号 28 頁	その他	○					同一（共通）注意義務、意思の共通、行為・身分の一体性
【48】 福岡地判昭 59. 4. 10 判タ 530 号 199 頁	その他	*		○			相当因果関係
【49】 神戸地伊丹支判昭 59. 4. 25 判時 1134 号 128 頁	その他		*	○	○		時間的接近性、（侵害）部位の同一性
【50】 東京地判昭 59. 6. 26 交民集 17 卷 3 号 822 頁	交通事故	*		○		○	時間的・場所的接近性
【51】 熊本地判昭 59. 9. 11 交民集 17 卷 5 号 1249 頁	交通事故					○	＜因果関係否定＞
【52】 神戸地判昭 59. 9. 28 判タ 545 号 275 頁	契約・取引		*	○	○		事実的因果関係。“加担競合”に関連共同性を認定
【53】 福岡地小倉判昭 60. 2. 13 判タ 548 号 81 頁	公害	*	*	○	△		（前段）行為間の因果関係（誘発）・社会的一体性。（後段）因果関係
【54】 大阪高判昭 60. 3. 14 判タ 560 号 250 頁	交通事故		○		△		因果関係推定
【55】 東京地判昭 60. 3. 27 判タ 555 号 121 頁	薬害	○	○		○		（行為の同質性による）同一（共通）注意義務違反、社会的一体性。資本的提携関係
【56】 仙台高判昭 60. 4. 24 判タ 567 号 195 頁	交通事故		*	○	△		事実的因果関係
【57】 名古屋地判昭 60. 5. 28 判タ 563 号 202 頁	薬害	*		○		○	同一（共通）注意義務違反、密接不離な行為による加害行為の一体性。 ＜同一（共通）注意義務否定＞
【58】 東京地判昭 60. 5. 31 交民集 18 卷 3 号 827 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			因果関係
【59】 福岡高宮崎支判昭 60. 10. 31 判タ 597 号 70 頁	鉄道・自動車		○		×		事実的因果関係
【60】 福岡地判昭 61. 5. 22 交民集 19 卷 3 号 652 頁	* 交通事故					○	＜共謀・意思の共通等、因果関係、一個の侵害（事故）否定＞
【61】 神戸地判昭 63. 8. 26 交民集 21 卷 4 号 885 頁	* 交通事故					○	＜共謀・意思の共通等、因果関係否定＞
【62】 福岡高判平 1. 3. 15 判タ 741 号 127 頁	その他	*		○			因果関係、身分の一体性
【63】 東京地判平 1. 11. 21 交民集 22 卷 6 号 1322 頁	交通事故	○					相当因果関係、時間的・場所的接近性
【64】 名古屋高判平 2. 7. 25 判タ 752 号 200 頁	交通事故・ 医療過誤		*	○	△		因果関係
【65】 横浜地判平 3. 3. 19 交民集 24 卷 2 号 359 頁	交通事故・ 医療過誤			○	○（前後段は不明）		相当因果関係、（侵害）部位の同一性
【66】 大阪地判平 3. 3. 29 判タ 761 号 46 頁	公害	○	○		○		種々の結合関係による一体性、同一（共通）注意義務、因果関係
【67】 名古屋地判平 4. 9. 7 交民集 25 卷 5 号 1108 頁	* 交通事故					○	＜共謀・意思の共通等、因果関係、一個の侵害（事故）否定＞

裁判例No. 出典・事件番号	類型	共同不法行為					裁判所の関連共同性指摘（考慮）要素
		認定		後段適用 関連共同性 の認否	否定	判断 せず	
		前段	後段				
[68] 浦和地判平 4. 10. 27 交民集 25 卷 5 号 1272 頁	* 交通事故		○		○		時間的接近性
[69] 名古屋地判平 4. 12. 21 判タ 834 号 181 頁	交通事故・ 医療過誤					○	<同一（共通）注意義務、共謀・意思の共通等、時間的接近性、行為類型 否定>
[70] 千葉地判平 5. 8. 9 判タ 826 号 125 頁	じん肺		○ 類推		△		因果関係推定、損害発生の危険性
[71] 神戸地判平 5. 10. 29 交民集 26 卷 5 号 1345 頁	交通事故・ 医療過誤					○	<同一（共通）注意義務、行為類型否定>
[72] 横浜地川崎支判平 6. 1. 25 判タ 845 号 105 頁	公害	○	○		○		公害対策の一体性、同一（共通）注意義務。（被告企業の位置・供給・利 用関係の）一体性
[73] 福岡地判平 6. 2. 18 判タ 877 号 250 頁	契約・取引	*		○			共謀・意思の共通等、身分の一体性
[74] 岡山地判平 6. 2. 28 交民集 27 卷 1 号 276 頁	交通事故	○					因果関係、一個の侵害（事故）
[75] 岡山地判平 6. 3. 23 判タ 845 号 46 頁	公害	○					種々の一体性、共謀・意思の共通等（共同の認識）
[76] 神戸地尼崎支判平 6. 5. 27 交民集 27 卷 3 号 719 頁	* 交通事故					○	<時間的・場所的接近性否定>
[77] 仙台地判平 6. 10. 25 判タ 881 号 218 頁	交通事故・ 医療過誤						○ なし
[78] 大阪地判平 7. 7. 5 判タ 889 号 64 頁	公害			○ 類推	○		汚染物質の一体性、因果関係
[79] 福岡地飯塚支判平 7. 7. 20 判タ 898 号 61 頁	じん肺		○ 類推		×		因果関係推定、損害発生の危険性、関連共同性不要
[80] 京都地判平 8. 8. 22 交民集 29 卷 4 号 1158 頁	交通事故	*		○			因果関係
[81] 大阪地判平成 9. 5. 16 交民集 30 卷 3 号 714 頁	* 交通事故					○	<時間的・場所的接近性否定>
[82] 福岡高那覇支判平 9. 12. 9 判タ 994 号 205 頁	騒擾・集団行為	*		○			共謀・意思の共通等、因果関係、同一（共通）注意義務、身分の一体性
[83] 東京地判平 10. 1. 30 判タ 735 号 61 頁	騒擾・集団行為	○					同一（共通）注意義務、行為の一体性、一個の損害、共謀・意思の共通等
[84] 東京地判平 10. 2. 24 判タ 1050 号 176 頁	契約・取引	○					共謀・意思の共通等
[85] 大阪地判平 10. 6. 29 交民集 31 卷 3 号 954 頁	* 交通事故					○	<時間的・場所的接近性否定>
[86] 横浜地川崎支判平 10. 8. 5 判タ 988 号 74 頁	公害	*		○	○		（大気汚染物質排出）行為の一体性
[87] 岡山地判平 11. 3. 15 交民集 32 卷 2 号 501 頁	交通事故・ 医療過誤		*	○	○		因果関係、（侵害）部位の同一性
[88] 大阪地判平 11. 3. 29 判タ 1010 号 96 頁	鉄道・自動車	*		○			因果関係、社会的一体性
[89] 札幌地判平 11. 5. 28 判タ 1014 号 63 頁	じん肺		○ 類推		△		因果関係推定、損害発生の危険性、組織の一体性（分割責任否定根拠）
[90] 名古屋地判平 11. 9. 27 交民集 32 卷 5 号 1475 頁	* 交通事故					○	<共謀・意思の共通等、因果関係、時間的・場所的接近性、一個の侵害（事 故）否定>
[91] 神戸地判平 12. 1. 31 判タ 1031 号 91 頁	公害	○				○	（被告国と公団の）組織間、立地、道路排煙の一体性。<訴外工場と道路 の排煙の一体性、訴外工場と被告の結合関係否定>
[92] 浦和地判平 12. 2. 21 交民集 33 卷 1 号 271 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			因果関係
[93] 大阪地判平 12. 3. 21 交民集 33 卷 2 号 550 頁	交通事故		○ 類推		△		因果関係推定
[94] 東京地判平 12. 3. 29 交民集 33 卷 2 号 619 頁	* 交通事故					○	<時間的・場所的接近性、一個の侵害（事故）否定>
[95] 名古屋地判平 12. 4. 26 判タ 1040 号 221 頁	騒擾・集団行為	○	○		○		時間的・場所的接近性、同一（共通）注意義務（行為の類似性）、因果関 係
[96] 名古屋地判平 12. 8. 30 交民集 33 卷 4 号 1407 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○		○	相当因果関係、時間的接近性。<同一（共通）注意義務、相当因果関係否 定>
[97] 名古屋地判平 12. 9. 20 交民集 33 卷 5 号 1539 頁	交通事故	○					時間的・場所的接近性、因果関係（連続受傷）、一個の侵害（事故）
[98] 名古屋地判平 12. 11. 27 判タ 1066 号 104 頁	公害	○				○	同一（共通）注意義務、一体性（工場立地誘因）、場所的接近性。<因果関係・ 不法行為責任否定>
[99] 最三小判平 13. 3. 13 民集 55 卷 2 号 328 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
[100] 東京高判平 13. 5. 15 判タ 1067 号 213 頁	その他	*		○			共謀・意思の共通等
[101] 福岡高判平 13. 7. 19 判タ 1077 号 72 頁	じん肺		○ 類推		択一は×・直接、 重合は○・類推		重畳的競合に因果関係（相対的に累積）、内部の主観
[102] 大阪地堺支判平 14. 4. 17 交民集 35 卷 6 号 1738 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
[103] 京都地判平 14. 9. 11 判時 1820 号 100 頁	騒擾・集団行為	*		○			相当因果関係、組織的・身分の一体性

裁判例No. 出典・事件番号	類型	共同不法行為					裁判所の関連共同性指摘（考慮）要素
		認定		後段適用	否定	判断せず	
		前段	後段	適示なし			
【104】東京高判平 14. 10. 31 判タ 1138 号 276 頁	契約・取引	*		○			共謀・意思の共通等、同一（共通）注意義務、組織的一体性
【105】名古屋地判平 15. 4. 28 交民集 36 卷 2 号 574 頁	交通事故	*		○			因果関係、時間的・場所的接近性
【106】大阪高判平 15. 10. 30 平 15（ホ）364 号、平 14（ホ） 3210 号	騒擾・集団行為	*		○			相当因果関係、身分的・組織的一体性
【107】大阪地判平 16. 5. 17 交民集 37 卷 3 号 635 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			因果関係、時間的接近性
【108】鹿児島地判平 16. 9. 13 交民集 37 卷 5 号 1244 頁	交通事故・ 医療過誤		*	○	△		因果関係
【109】東京地判平 17. 3. 24 交民集 38 卷 2 号 400 頁	* 交通事故					○	<時間的接近性、一個の侵害（事故）否定>
【110】高松高判平 17. 5. 17 医療判例解説 6 号 79 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
【111】大阪地判平 17. 12. 16 交民集 38 卷 6 号 1697 頁	交通事故	*		○			因果関係、時間的・場所的接近性
【112】東京地判平 18. 2. 22 交民集 39 卷 1 号 245 頁	交通事故	○					時間的・場所的接近性、結果の不可分性
【113】福岡高宮崎支判平 18. 3. 29 判タ 1216 号 206 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
【114】名古屋地判平 18. 11. 7 交民集 39 卷 6 号 1547 頁	交通事故・ 医療過誤	*		○			因果関係、時間的接近性、被侵害利益の共通
【115】東京地判平 18. 11. 15 交民集 39 卷 6 号 1565 頁	交通事故	*		○			時間的・場所的接近性、因果関係
【116】佐賀地判平 19. 6. 22 判時 1978 号 53 頁	契約・取引	*		○		○	共謀・意思の共通等、因果関係、同一（共通）注意義務、身分的一体性。 <一個の侵害（加害行為）否定>
【117】東京地判平 19. 9. 27 交民集 40 卷 5 号 1271 頁	交通事故・ 医療過誤					○	<同一（共通）注意義務、時間的・場所的接近性、被侵害利益の共通性、 行為類型否定>
【118】広島地尾道支判平 19. 10. 9 判時 2036 号 102 頁	交通事故	*		○			因果関係
【119】東京地判平 20. 3. 26 平 17（フ）22779 号	契約・取引	○					共謀・意思の共通等
【120】名古屋地判平 20. 8. 22 交民集 41 卷 4 号 1003 頁	交通事故・ 医療過誤					○	<相当因果関係、（侵害）部位の同一性否定>
【121】東京地判平 20. 11. 7 判タ 1305 号 125 頁	その他	○					相当因果関係、行為の一体性・一個の侵害（加害行為）、結果の不可分性
【122】東京地判平 20. 12. 26 判タ 1293 号 254 頁	契約・取引	○					組織間的一体性
【123】東京地判平 21. 2. 2 平 19（フ）413 号	契約・取引					○	<不法行為責任否定>
【124】東京地判平 21. 2. 5 交民集 42 卷 1 号 110 頁	* 交通事故		○		○		（侵害）部位の同一性、同一損害、因果関係
【125】横浜地判平 21. 3. 6 自保ジャーナルNo. 1798	交通事故			○ 類推			因果関係
【126】東京地判平 21. 8. 27 平 19（フ）3494 号	契約・取引	*		○			組織間的一体性
【127】横浜地判平 21. 12. 17 自保ジャーナルNo. 1820	* 交通事故					○	<因果関係、時間的・場所的接近性否定>
【128】東京地判平 22. 1. 15 自保ジャーナルNo. 1830	交通事故	*		○			時間的・場所的接近性、行為の一体性、結果の不可分性、因果関係
【129】大阪地判平 22. 3. 15 平 20（フ）11162 号	交通事故	*		○			時間的・場所的接近性、一個の侵害（事故）、因果関係
【130】大阪地判平 22. 4. 26 判時 2112 号 51 頁	* 交通事故					○	<因果関係、時間的・場所的接近性、一個の侵害（事故）否定>
【131】大阪地判平 22. 6. 10 自保ジャーナルNo. 1841	交通事故	*		○			因果関係
【132】東京地判平 23. 2. 14 自保ジャーナルNo. 1854	交通事故	*		○			因果関係、一個の侵害（事故）
【133】大阪地判平 23. 2. 23 自保ジャーナルNo. 1855	交通事故	*		○			因果関係、時間的・場所的接近性
【134】東京地判平 23. 3. 15 自保ジャーナルNo. 1852	交通事故	*		○			因果関係、身分ないし指揮命令系統的一体性